

大船渡市ふるさと振興券を配布します



～市内の消費を促進するため、ふるさと振興券(地域商品券)を配布します～

- ▷配布対象者＝市内全世帯※令和2年8月1日時点で住民登録のある世帯主(外国人を含む)
- ▷配布方法＝簡易書留による郵送
- ▷発行額＝1世帯当たり1万円分(500円券を20枚)
- ▷使用可能店舗＝市内の飲食業、小売業およびサービス業を営む店舗
※使用可能店舗については、振興券に同封するチラシを確認ください。
- ※9月下旬頃から各世帯へ順次郵送します。
- ▷使用可能期限＝令和2年12月31日(木)まで

▷問い合わせ先＝大船渡商工会議所(☎262141)
または商工課(☎内線109、111)



ひとり親世帯臨時特別給付金の支給について

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担が増加し、収入が減少したひとり親世帯の人に対し、臨時特別給付金を支給します。

▷対象者

- 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている人
- 公的年金などを受給しているため、令和2年6月分の児童扶養手当が全額停止のひとり親世帯

の人

- 児童扶養手当の受給資格がない、または手当受給の申請をしていないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親世帯の人

▷受付期限＝令和3年2月26日(金)

▷問い合わせ先
子ども課子ども福祉係(☎内線193)

	1の対象者	2の対象者	3の対象者
基本給付	支給額	第1子は5万円を支給、第2子以降は1人につき3万円を加算して支給	
	申請について	申請不要	申請必要 申請書は、市から送付
	支給について	9月4日に支給済み	内容を確認し次第、支給対象者指定の口座に振り込み
追加給付	支給額	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、1世帯あたり5万円を支給	
	申請について	申請必要 申請書は、市から送付済み	申請必要 申請書は、市から送付
	支給について	内容を確認し次第、支給対象者指定の口座に振り込み	

※支給対象者や申請内容の詳細は市ホームページを確認ください。不明な点は、問い合わせください。

家族で！ 友人で！ 大船渡に泊まってHappy!大作戦 実施中！

市は、市内の宿泊施設を利用する際の宿泊料金などを助成する「大船渡に泊まってHappy!大作戦」を実施しています。詳細や利用可能施設などは、市ホームページを確認ください。

▷問い合わせ先＝観光推進室(☎内線114)または大船渡市観光物産協会(☎21922)



大船渡市
ホームページ

令和2年国勢調査の回答は 10月7日までにお願ひします

▽問い合わせ先＝令和2年国勢調査大船渡市実施本部(商工課、シーパル大船渡内)
(☎080-6039-1002、090-6854-11002)

国勢調査の書類は 届いていますか

国勢調査の調査書類は、9月14日から20日の間に調査員が各世帯を訪問し、配布しています。

国勢調査の回答は、「インターネット回答」、「調査票の郵送による回答」、「調査員による調査票の回収」の3つの回答方法があり、回答方法によって回答期間が異なります。

■インターネット回答

インターネットによる回答期間は、9月14日(月)から10月7日(水)までです。
調査書類の「インターネット回答利用ガイド」に記載している方法により、スマートフォンやパソコンから国勢調査オンラインサイトにアクセス

インターネット回答は 24時間いつでも 回答できます



■調査票の郵送による回答

10月1日(木)から10月7日(水)の期間に、記載した調査票を同封の郵送提出用封筒(黒字の封筒)に入れてポストに投函ください。

スし、ログインID・アクセスキーを入力し、回答ください。
回答の最後に、必ず「送信」ボタンを押し、「回答を受け付けました」という画面が出ることを確認ください。

■調査員による調査票の回収

調査員による回収を希望した人は、調査員が調査書類を渡した際にあらかじめ回収希望日時を決めています。期日までに調査票の記入をお願いします。

■調査書類が届いていない人はご連絡を

国勢調査は、全世帯を対象とした調査となります。書類および調査員からの「連絡メモ」が届いていない世帯は、市実施本部に連絡をお願いします。



令和2年国勢調査における 調査票記入の注意点

国勢調査の調査票については、同封の「令和2年国勢調査 調査票の記入のしかた」を参考に記入をお願いします。特に、次の3点について注意ください。

- ①調査票は黒の鉛筆、シャープペンシルで記入する。
- ②世帯全員分を記入する。
※住民票上の世帯ではなく、実際に住んでいる人を記入します。
1枚の調査票には4人まで記入できますが、調査票の枚数が足りない場合は実施本部に連絡をお願いします。

③問15「勤め先・業主などの名称、事業の内容」および問16「本人の仕事の内容」は詳しく記入する。

※「調査票の記入のしかた」10～15ページを参考に、どのような仕事を行っているか、仕事の内容を具体的に記入ください。

▷記入例

- ①事業の内容＝「菓子小売業」、
仕事の内容＝「販売店員」
- ②事業の内容＝「養殖漁業」、
仕事の内容＝「わかめの養殖」

